

○宮崎大学学び・学生支援機構教養教育運営委員会規程

〔令和6年3月29日〕
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、教養教育の業務を円滑に実施するため、学び・学生支援機構に、宮崎大学学び・学生支援機構教養教育運営委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教養教育の予算に関する事項
- (2) 教養教育の人事に関する事項
- (3) 教養教育の運営に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学び・学生支援機構副機構長(教学マネジメントユニット長)
- (2) 学び・学生支援機構教養教育部門長
- (3) 学び・学生支援機構教育企画部門長
- (4) 学び・学生支援機構共創人材育成部門長
- (5) 学び・学生支援機構総合知教育企画部門長
- (6) 学び・学生支援機構数理・データサイエンス部門長
- (7) 各学部教務担当副学部長
- (8) 学び・学生支援機構事務部教育企画課長
- (9) 委員会が必要と認める者 若干人

(委員の任期)

第4条 前条第7号委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第3条第1号委員をもって充て、副委員長は第3号委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の半数以上の出席により成立する。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要があるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(専門委員会等)

第8条 委員会は、必要に応じて専門委員会等を置くことができる。

2 専門委員会等に関する必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は、学び・学生支援機構事務部教育企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。